

株式会社大谷工業行動計画

従業員の働き方を見直し、従業員が子育てに関われるよう支援すること、及び女性従業員が活躍できる雇用環境の整備を行い、女性の就業機会を増やすため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年6月1日～令和13年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時における育児休業や、子の看護等休暇の取得促進を図る。
また、柔軟な働き方を実現するため必要な措置を行い、利用をすすめる。
目標2：女性の技術者もしくは有資格技能者を1名増加させる

<対策>

- 令和8年12月～ 制度内容等についてパンフレットなどにより従業員に周知
- 令和9年 2月～ 女性の応募を促すため職場環境の点検と採用見込みを把握する。

目標3：原則週2回の休日と所定外労働を削減し、法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が毎月すべて45時間未満となるよう労働時間管理を行う。

<対策>

- 令和9年 1月～ 各部署毎に問題点の検討
- 毎年 5月～ 施工計画及び社内連絡による従業員への周知

目標4：令和12年3月までに、一人当たり従業員の年次有給休暇取得率の平均が60%以上とする。

<対策>

- 令和 9年 5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和10年 1月～ 計画的な取得に向けた役員と事務職の研修の実施
- 令和10年 5月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始